

大和市不育症治療費助成事業のお知らせ

少子化対策の一環として、不育症に悩み治療を受けているご夫婦に対し、治療費等の一部を助成します。専門医療機関で受けた不育症治療費の自己負担の範囲で、1年度あたり30万円を上限に助成します。

<不育症とは>

厚生労働省では、妊娠はするものの2回以上繰り返す流産や死産などによって赤ちゃんを授けられないことを不育症としています。また、不育症は専門医療機関で治療することにより85%は出産にいたるとしています。

<助成の対象となる治療費等>

「大和市における助成対象の診断及び治療医療機関病院リスト」に掲載されている医療機関で受けた不育症の保険診療対象外の治療及びその治療に係る検査に要した費用。第何子目の治療かについては、問いません。

*不育症に係る検査のみで不育症治療をしない場合は、助成対象外です。

***次に掲げる費用は、助成の対象としません。**

1. 医療保険各法の規定に基づく保険給付が適応される不育症治療等に係る費用
2. 入院時差額ベッド代、食事代、文書料等、直接不育症治療等に関係ない費用
*妊婦健診費用については、別に「妊婦健康診査費用助成券」を交付していることから助成対象外となります。
3. 他の地方公共団体で助成されていた期間に係る不育症治療等の費用
4. 「神奈川県不育症検査費用助成事業」から助成を受けた検査

<対象者>

治療期間及び申請をした日において、次の要件の全てを満たす夫婦が助成の対象です。

1. 法律上の婚姻関係にある
2. 夫婦とも大和市に住民登録をしている
3. 国民健康保険や社会保険等公的健康保険に加入している
4. 夫婦の前年（1～5月までの申請については前々年）の所得の合計額が730万円未満である
5. 大和市の市税等に滞納がない

当事業の所得制限730万円未満かどうかの計算方法

所得額

次の所得の合計

- ・総所得（※1）
- ・退職所得（総合課税）
- ・山林所得
- ・土地等にかかる事務所得等
- ・長期譲渡所得（分離課税）
- ・短期譲渡所得（分離課税）
- ・先物取引にかかる雑所得
- ・条約適用利子等
- ・条約適用配当等

控除額

次の控除額の合計

- ・雑損控除額
- ・医療費控除額
- ・小規模企業共済掛金控除額
- ・障害者控除
27万円（特別40万円）
- ・ひとり親控除額 35万円
- ・寡婦控除 27万円
- ・勤労学生控除 27万円

8万円

児童手当法施行令に定める控除額

所得限度額（730万円未満）
と比較するための所得金額

※1 総所得
給与所得（※2）、事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、一時所得、雑所得、長期・短期譲渡所得の合計額です。
なお、給与所得又は雑所得（公的年金等に係るものに限る）を有する場合、その合計額から10万円を控除した金額を用います。
※2 給与所得とは、給与支払額ではありません。源泉徴収票では、「給与所得控除後の金額」欄の金額です。

＜助成金額および内容＞

対象の医療機関で受けた不育症治療費の自己負担の範囲で、1年度あたり30万円を上限とします。ただし、1回の治療が2年度にわたる場合には、その治療期間が終了してから申請をしてください。

***治療期間とは、不育症治療や不育症に関する検査を開始した日からその妊娠に関する出産（流産、死産等を含む）までの期間とします。**

＜必要書類＞

1. 不育症治療費助成金交付申請書（第1号様式）
 - *助成申請額は審査後に決定しますので、記入しないでください。
 - *書式は大和市ホームページからダウンロードできます。
 2. 不育症治療医療機関等証明書（第2号様式）
 - *医療機関に記入を依頼してください。なお、文書作成にかかる費用は、助成の対象外です。直接医療機関にお尋ねください。
 - *書式は大和市ホームページからダウンロードできます。
 3. 不育症に係る治療費の領収書および診療報酬明細書（原本）
 - *院外処方がある場合にはその領収書（原本）
 4. 夫と妻の健康保険証
 5. 申請者名義の普通預金口座を確認できるもの
 - *ゆうちょ銀行の場合は、7桁の口座番号と3桁の店番が必要です
 6. 所得証明書（課税証明書）が必要な場合があります。
 - *転入などにより大和事で当該年度の所得が確認できない場合は、前住所地の市区町村の発行する次の年度の所得証明書（課税証明書）の提出が必要です。
 - 1～5月までの申請は、夫婦の前年度（前々年分）の所得（課税）証明書
 - 6～12月までの申請は、夫婦の現年度（前年分）の所得（課税）証明書
 - (注) 1～5月の申請者は気をつけてください
- ＜例1＞ 令和5年6月～令和6年5月に申請の場合→令和5年度（令和4年分）の所得証明書
＜例2＞ 令和6年6月～令和7年5月に申請の場合→令和6年度（令和5年分）の所得証明書
*所得証明書は、その年に1月1日に住民票があった自治体で、その前年（1～12月）の証明を取得することができます。

＜申請期間＞*申請期限に注意してください！

治療期間が終了した日の属する月の翌月から起算して、6か月以内に申請してください。

＜支給方法＞

申請内容を審査後、「不育症治療費助成金（交付・不交付）決定通知書」を送付します。交付を決定した場合は、申請書の指定口座に振り込みます。

＜申請の却下、助成の取消し、その他＞

- *要件に該当しないなど、申請を却下された場合には、その旨を通知します。
- *不正な手段をもって助成を受けた場合は、助成金の全額を返還していただきます。

＜申請窓口および問い合わせ先＞

申請手続きや、助成対象医療機関等についてご不明な点は、下記までお問い合わせください。

大和市役所こども部すくすく子育て課母子保健係 電話 046-260-5609（直通）

ホームページも参照ください URL；<http://www.city.yamato.lg.jp/web/ikusei/fuiku.html>

（令和6年4月発行）